

記 者 発 表 (資料配付)				
月／日 (曜)	担当課(室) (係名)	電 話	発表者名 (担当係長)	その他 配布先
6／5 (金)	土木部交通政策課 計画班	直通 078-362-3884	交通政策課長 福永 悦男 (副課長兼計画班長 山中 清正)	—

但馬地域の公共交通の確保・維持に向けた 施策推進等について議論を行います ～ 但馬地域公共交通活性化協議会の開催 ～

国、県、市町、交通事業者等で構成する但馬地域公共交通活性化協議会では、但馬地域の実状に合わせた公共交通を構築・維持するため、令和４年３月に「但馬地域公共交通計画」、令和５年３月に「但馬地域公共交通利便増進実施計画」を策定しました。

当該計画に基づく施策推進等に関して議論を行うため、次のとおり「令和８年度第１回但馬地域公共交通活性化協議会」を開催します。

1 開催日時

令和８年６月１２日（金）１４時００分より

2 開催場所

豊岡市役所２階大会議室（豊岡市中央町２-４）

3 議事

但馬地域公共交通計画の中間見直し 等

4 協議会の公開

(1) 傍聴の申込手続き

会場での傍聴の受付は、１３時３０分から開始します。

開会予定１０分前までに傍聴申込書に必要事項を記入し、交付された傍聴証を着用のうえ、会場に入場してください。

(2) 傍聴者の決定

傍聴の受付は先着順で行います。定員（１０名）になり次第、受付を終了します。

(3) 傍聴者の遵守事項（遵守されない場合はご退出いただく場合があります。）

ア.携帯電話の電源は切って、議事を静聴してください。

イ.カメラ、ビデオ、録音機は持ち込まないでください。

ウ.会議中及び会議の前後に、委員等に対し抗議や陳情を行うことは認めません。

エ.その他、但馬地域公共交通活性化協議会傍聴規程に従ってください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks05/documents/tajimakkoutuukasseikakiyaku250401.pdf>

(4) その他

報道関係者が当日取材のために傍聴する場合は、傍聴者の定員に含みません。

（参考）但馬地域公共交通活性化協議会委員：別紙のとおり

(別紙)

但馬地域公共交通活性化協議会委員

条 項		役 職
法第6条 第2項 第1号	計画作成 地方公共 団体	兵庫県土木部交通政策課長
		豊岡市市長公室長
		養父市まち整備部長
		朝来市都市整備部長
		香美町企画課長
		新温泉町企画課長
法第6条 第2項 第2号	公共交通 事業者	全但バス(株) 取締役バス事業部長
		(株)ウイング神姫 代表取締役社長
		西日本旅客鉄道(株)兵庫支社 地域共生課長
		WILLER TRAINS (株) 代表取締役
		兵庫県タクシー協会但馬支部 支部長
	道路管理者	兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所長
法第6条 第2項 第3号	運輸行政	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長
		国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門首席運輸企画専門官
	公安委員会	兵庫県警察本部交通部交通規制課長
	住民・ 利用者	豊岡市区長連合会会長
		養父市区長会会長
		朝来市連合区長会会長
		香美町連合自治会会長
		新温泉町自治連合会会長
	学識経験者	鳥取大学工学部社会システム土木系学科教授
	観光	兵庫県但馬県民局県民躍動室長